

福祉のまちづくり支援事業実施要領

平成 24 年 10 月 10 日 制定
平成 28 年 4 月 1 日 第 1 次一部改正

1 目的

本事業は、地域で身近な福祉課題に取り組んでいる団体、住民に向けた福祉サービスを行う団体が実施する「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」活動に必要な機器等の整備資金の支援を行うことにより、住民参加による福祉コミュニティづくりを推進することを目的とする。

2 事業実施年度

募金年度の翌年度

3 協力団体

市町村社会福祉協議会

4 助成対象及び助成額

(1) 助成対象団体

地域の福祉向上を目的に活動している県内のボランティア団体・NPO、町内会・自治会等の任意の住民グループで、次の要件を満たしている団体。（社会福祉協議会関係組織は対象としない。）

- ① 公益的な活動を基本とし、営利を目的としていないこと。
- ② 特定の個人、企業、政党、宗教団体等から独立して運営・活動していること。
- ③ 定款、会則（またはそれに準じるもの）が整備されていること。
- ④ 将来にわたる継続的な活動の見込みがあること。
- ⑤ 今年度、岩手県共同募金会（以下「本会」）の助成事業に決定していないこと。

(2) 対象経費

- ① 幼児・児童、高齢者、障がい児・者や、その他住民を対象として行う地域での福祉活動に直接使用する機器・用具（以下「機器等」）の購入経費
- ② 地域で福祉活動を行う団体の活動拠点立ち上げに必要な機器等の購入経費

(3) 助成対象とならない購入経費

- ① 本会が実施する施設整備費の助成対象となる機器等
- ② 公立施設、管理運営受託施設、指定管理施設、及び公的資金（委託金、補助金等）が主たる財源となっている事業に必要な機器等
- ③ 会員、構成員同士の親睦のみを目的とした活動に必要な機器等
- ④ テレビ・机・イス等備品、印刷消耗品、ユニフォーム（福祉活動に特に必要と判断される場合を除く）
- ⑤ その他、事業とは直接関係しない機器等

(4) 助成額

対象経費の総額の範囲内で、1万円から20万円まで千円単位で助成する。

5 助成申請

(1) 助成金の交付を受けようとする団体は、「福祉のまちづくり支援事業助成申請書（様式1）」に次の書類を添付し、市町村社会福祉協議会に提出するものとする。

- ① 定款、会則、規約またはこれらに準じるもの
- ② 前年度事業報告書・収支決算書
- ③ 当該年度事業計画書・収支予算書
- ④ 見積書の写し及び製品カタログ等のコピー
- ⑤ その他本会が特に必要とする関係書類

(2) 市町村社会福祉協議会は、提出を受けた助成申請書及び関係書類に「申請内容に関する意見書（様式2）」を添えて本会に進達するものとする。

6 助成決定

本会は助成申請書受理後、当該申請事業に係る審査を行い、当該年度共同募金配分計画を決定、この配分計画により助成が決定した団体に対し助成事業の決定通知を行うものとする。

7 助成金の交付

助成金の交付は原則前金払いとし、決定通知を受けた団体は速やかに「事業の実施に関する誓約書（様式3）」及び「助成金交付申請書（様式4）」を本会に提出し、当該事業を実施するものとする。

8 助成事業の変更

決定通知を受けた団体において、助成事業に次に掲げる事項の変更が生じた場合は、「事業変更申請書（様式5）」を本会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容の変更
- (2) その他必要な変更

9 助成事業の完了報告

決定通知を受けた団体は当該助成事業の完了後、1か月以内に「完了報告書（様式6）」に添付書類を添えて本会に提出するものとする。

なお、助成金に剰余金が生じていると認められる場合、剰余金は本会に返還するものとする。

10 助成決定取消し及び助成金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は助成決定の全部又は一部を取消し、既に交付した助成金がある場合は返還させることができるものとする。

- (1) 偽り、その他不正な手段によって助成を受けた場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (4) 助成金を指定された用途以外に使用した場合
- (5) 事業内容の変更の承認を受けずに事業を実施した場合
- (6) その他本会の指示に従わない又は本会が不相当と認めた場合

11 助成事業の広報

助成金で購入した機器等には、必ず赤い羽根共同募金「ステッカー」を貼付するものとする。

また、「赤い羽根共同募金」の助成による事業であることを団体の広報誌、ホームページ等を活用し積極的に広報し、広く地域に公表するものとする。

12 その他

本要領に定めがない事項については、「社会福祉法人岩手県共同募金会共同募金助成要綱」によるものとする。

附則

- 1 本要領は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。